Seminar Lecturer Interview

講師インタビュー

大阪府・大阪市

御堂筋税理士法人

御堂筋税理士法人
代表社員CEO
一般社団法人TAP理事長
才木 正之
先生

日本の中小企業に寄附の文化を！

御堂筋税理士法人CEO・才木正之先生が挑む

「会計事務所の新しい カタチの社会貢献」

御堂筋税理士法人のCEOで、弊社「経営会議コンサルタント養成講座」の講師としても活動している才木正之先生が、会計事務所だからこそ可能な新たな社会貢献事業にチャレンジしている。目をつけたのは「寄附」。「日本には寄附文化が根付かない」と言われる中、この事業をスタートさせた意義とは？活動の詳しい中身や理念についてお話を伺った。

一般社団法人TAP（Tax Adviser Power）を設立し“会計事務所だからこそ”の社会貢献にチャレンジ中

――御堂筋税理士法人のCEO・才木正之先生が面白い取り組みをスタートさせるとお聞きしたので、詳しくお話を伺ってみたいと思います。本日はよろしくお願い致します。さて、才木先生は昨年、一般社団法人TAPという団体を設立されたそうですね。この一番の目的は？

競争戦略の大家であるマイケル・ポーター教授が提唱した「CSV（Creating Shared Value）戦略」をご存知でしょうか。簡単にご紹介すると、「企業が、その活動する地域の経済状況を改善すること、あるいは地域の課題を解決すること等を通じ、自らの競争優位性を高めていく」という考え方です。私はこの論文を読んだ時に大変な感銘を受け、それ以来、「会計事務所という器を使って、社会の課題が解決できる事業を本業として展開できないか」と考えてきました。

――会計事務所の本業といえば、「中小企業の経営支援」です。「中小企業を良くすることで、日本を良くする」というと壮大に聞こえますが、会計事務所は、地道ながら確実にこれを行っています。すなわち、十分に地域社会、日本社会に貢献できているのではないでしょうか。

確かにその通りですね。ですが、それはどの会計事務所でも行っていること。決して差別化要素とはなり得ませんよね。ですから私は、もっと違った何かで社会に貢献できないかと考えてきました。

――団体を設立されたということは、その“何か”が見つかったのですね？

そう。私が目をつけたのは「寄附」です。よく、日本には寄附文化がないというフレーズを耳にします。確かにその通りだと思うのです。個人もそうですが、企業はなおのことですよね。利益が出た時に設備投資をする企業は珍しくありませんが、「利益が出たから寄附をする」という企業はあまり耳にしません。かたや、社会貢献活動を展開しているNPOやNGOに目を向けると、資金繰りに四苦八苦しているという現実があります。彼らは、社会問題を解決するための活動をしつつ、活動資金も自分たちで調達しなければなりません。両者をバランスよく運用できているNPO、NGOはほんの一握りです。ですから、「企業に寄附文化を根付かせ、NPO、NGOとマッチングする」ことには、社会的にも大きな意義があると感じています。これが私たちTAPのメインとなる活動です。

税理士や会計事務所の優位性を活かして資金調達に悩むNPO、NGOを支援

――素晴らしい活動だと思いますが、税理士がそれに取り組む優位性というか、明確な理由が見えてきません。

私たちは、寄附行為を“税”に紐づけてアドバイスすることができます。企業が拠出した寄附金は一部を損金算入できるのですから、ささやかですが節税にも使えますよね。利益の出た企業に対して寄附という選択肢を提示できるのは、会計事務所だけです。あるいは、拠出する企業側からすれば、「寄附金は有効に活用してもらいたい」と思うのが当たり前です。寄附をする予定のNPO、NGOが適正な運営をしているかどうか、決算書分析を通じてお知らせすることもできます。こう聞くと、旗振り役となるべきは会計事務所なのではないかと思いませんか？

――なるほど。確かに税理士が寄附の促進に取り組む合理性はありますね。というよりも、税理士でなければ難しいでしょうね。ところで才木先生、企業の寄附行為は税務上、どの程度まで認められるのですか？

企業の資本金や利益と連動しているので一概には言えませんが、一般的には「資本金の0.25％＋法人所得の2.5％」に４分の１を乗じた金額が損金として計上できます。もちろんそれ以上の金額を寄附することもできますが、損金にはならない、つまり節税のメリットはありません。

――実際のところ、金額はどのくらいになるのでしょうか。

資本金１千万円以上の中小企業で、利益が１億円を超えていれば、損金算入できる金額は年間60万円程度です。ただし、寄附する相手が認定NPOならば、その倍の金額まで損金算入できます。そのため、TAPの活動を始めた当初は「認定NPOへの寄附」をお勧めする方向で考えていたのですが、現在はこれを改めました。

――それはなぜでしょう。

認定NPOには十分に寄附が集まるからです。認定NPOではないが有意義な活動をしており、資金繰りに四苦八苦している。そんな団体を支援できないかと考えています。寄附には節税メリットがありますが、それは副次的なメリットであって、あくまで社会貢献のための寄附をお勧めしていきたいですね。

――ちなみに、認定NPOではない団体が寄附を受けた場合、団体側で課税はされるのでしょうか。

細かな説明は割愛しますが、基本的には通常の法人と同様に課税されます。だから、彼らにとって税金対策はとても重要です。私は様々な団体の代表者と日々お会いしますが、「税金で痛い目にあいました…」という方、本当に多いです。ほとんどの団体が頭を抱えている問題だと思います。

――何か有効な解決策が？

大切なのは計画性です。もし中小企業からの寄附を積極的に募っていくのであれば、単年で寄附をしていただくのではなく、例えば３年間継続して寄附をしてもらえるような仕組みを作るべきです。企業が節税のために寄附をするということは、その時期は間違いなく“期末”ですよね。ということは、寄附を受ける側は“期末にいきなり”寄附されることになるので、税金対策がいっさいできません。そうならないように、収入と使途をロングスパンで見える化することが重要です。

――なるほど、計画性ですか。なかなか難しいですね。そもそも、寄附を募ること自体が簡単ではないと思うので…。

企業に寄附先としてご提案する際、寄附するメリットをお伝えできると俄然反応が良くなります。例えば、私が関与しているあるNGO団体では、支援者の方々へお送りする会報に広告を掲載しています。約４万部発行しているそうなので、正確にどの程度とは言えませんが、一定の広告効果は期待できるはずです。これはほんの一例ですが、いくらメリットを用意したところで、民間企業から資金を調達するのが難しいことには変わりません。ですから、私たちTAPが先頭に立って仕組みを作っていきたいと思っています。

――何か妙案がおありですか？

まずは収益が見通せるように「年間30万円×３年＝計90万円」とか「年間50万円×３年＝計150万円」というようにいくつかプランを用意する。さらに、それに対して企業側が受けられるリターンも合わせて提示する。リターンは、例えばNPOから講師を派遣して何らかの研修をする、とか。そういった諸々の合意ができたら、企業は寄附を行う。企業が、活動内容だけでなく、リターンも含めて寄附する先を選択できる仕組みを作り、私たちTAPがそれをご紹介していく。まだまだ試行錯誤している段階ですが、このようなことを考えています。

社会貢献意欲の高まりを一過性のもので終わらせないために 中小企業とNPO、NGOをつなぐ専門家の育成にも注力

――ある団体が啓発用の絵本を発行したとき、その印刷を、寄附をしてくれた印刷会社にお願いしたという話を聞いたことがあります。そのようなWIN-WINの関係が構築できる仕組みになると良いですね。さて、活動をスタートされて約１年になるそうですが、すでに実績もあるのでしょうか。

昨年、建築用資材の専門商社である株式会社八尾トーヨー住器さんと、飢餓のない世界の実現のために「ハンガーゼロ運動」を推進するなど、世界にある物心両面の飢餓撲滅に取り組んでいる「日本国際飢餓対策機構（Japan International Food for the Hungry: 略してJIFH）」とのマッチングを実現することができました。いずれも、大阪府八尾市を拠点に活動している企業、団体です。

株式会社八尾トーヨー住器さんは、社員が自己実現できる会社になりたいという想いから、もともと社会貢献活動を積極的に行ってきた会社です。「仕事を通じて、地元の八尾や日本、世界にも貢献できる」と感じて欲しいということで、社員全員が納得できるような素晴らしい取り組みを行っている団体に対して、利益の一部を寄附したいと考えていらっしゃいました。一方でJIFHさんは、世界の飢餓撲滅に向けてとても有意義な活動をしていらっしゃるので、両者をマッチングさせていただきました。私自身、WINWINの関係作りができたのではないかと思っています。

――ちなみに、そのJIFHという団体は普段、どのような活動をされているのでしょう。

現在は、西アフリカのとある国に物資を送る準備をしているそうです。「物資を送る」というと簡単に聞こえますが、実は国によって様々なハードルがあるので、なかなか大変なのですよ。つい先日も南米・ボリビアへ食料品を提供したそうですが、残念ながら、それらは現地まで届きませんでした。原発事故による風評被害のため、日本産の食料品の多くは輸入が認められなかった。私たちが想像している以上に、諸外国は原発事故を重く受け止めている印象があります。

――なるほど。様々な面で苦労をされているのですね。その上、資金調達という悩みまで抱えているのですから、本当に大変だと感じました。では、最後になりますが、TAPの活動にかける意気込みなどお聞かせください。

私の体感ですが、ここ数年、企業が社会貢献や寄附に関心を持っているのは間違いありません。ただ、そのような方の多くが「お金の出し方が分からない」。一方、NPO、NGOの側では、そういった「社会貢献や寄附に関心のある企業」と出会う方法が分からない。この間に税理士や会計事務所が入ることですごく円滑になると思うのですが、NPOやNGOについて専門的な知見を持つ方はまだまだ少ない。ですからTAPでは、税理士をはじめとした会計人の育成にも力を入れていく予定です。私たちの活動が、皆様が「寄附」というものに思いを巡らす良い機会になれば、とても嬉しいですね。

事務所概要

御堂筋税理士法人
〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1
淀屋橋三井ビル（odona）4F
TEL：06-6205-8960
FAX：06-6205-8961
URL：www.management-facilitation.com/

さいき・まさゆき●大学卒業後、税理士小笠原士郎事務所（現御堂筋税理士法人）に入社し、入社後10年間は税理士業務、財務コンサルティング業務を中心に行い、その後は、税務業務全般と企業組織変革、営業チームマネジメントコンサルタントとして業務を遂行。2017年3月より御堂筋税理士法人代表社員CEOを務める。